

一般財団法人 社会変革推進財団 出資・融資・保証等業務規程  
(2019年10月1日制定)

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人社会変革推進財団（以下「財団」という。）が定款第4条の定めに基づき行う、公益を目的とした事業への出資、融資又は保証業務等に必要な事項について定める。

第2条（定義）

この規程において「出資」とは、定款第3条の目的を達成するため、財団が第3条で対象とする株式会社や組合等の組織に対して、当該組織に関する株式、持分、信託受益権等を取ることと引換えに金銭を給付することという。

2 この規程において「融資」とは、定款第3条の目的を達成するため、財団が第3条で対象とする株式会社や組合等の組織に対して行う金銭の貸付けをいう。

3 この規程において「保証」とは、定款第3条の目的を達成するため、財団が第3条で対象とする株式会社や組合等の組織に対して、当該組織の債務を保証することをいう。

第3条（出資、融資又は保証等の対象）

財団が出資、融資又は保証等業務を行う場合は、出資、融資又は保証先が次に掲げる要件全てを満たすものとする。

- (1) 出資、融資又は保証先の組織又は事業が社会課題解決を目的に掲げていること。
- (2) 上記目的を達成するための具体的な計画がある、又は既の実施していること。
- (3) 事業報告書等で事業の成果の評価を計画又は実施していること。

第4条（出資、融資又は保証等の決定）

財団は、出資、融資又は保証等の決定をする場合は、次に掲げる事項を出資、融資又は保証先等から提出を受け、事務局での精査を経た後、理事会にて審議の上、決議を得るものとする。

- (1) 出資、融資又は保障等の対象となる事業計画及び予算書
- (2) 前号における資金手当（出資、融資又は保障等）の目論見書
- (3) その他、出資、融資又は保証等を行うために必要な資料

第5条（出資、融資、又は保証等にあたっての遵守事項）

財団は、前条の出資、融資又は保証等の決定をする場合、以下の点に留意し、第6条で定める契約書にその旨を明記し遵守する。

- (1) 出資、融資、又は保証先の機密を守ること
- (2) 利益相反が発生するような取引を個人的に行わないこと
- (3) 私的な便益を出資、融資、又は保証先に要求しないこと
- (4) 相手に対するハラスメントや不合理な要求を行わないこと

#### 第6条（出資・融資・助成又は保証等の契約）

財団は、第4条において決議をした出資、融資又は保証等の決定については、当該出資、融資又は保証先との間に、双方の責務を明らかにするための契約書を作成し、締結をしなければならない。

2 財団は、前項の契約相手方以外であって、定款第3条の目的を達成するために必要と認める場合は、当該事業に関しての利害関係者との責務を明らかにするための契約書を作成し、締結をすることができる。

#### 第7条（事業成果の取り扱い）

財団は、前条の契約相手方より、当該事業に関する事業成果の報告があった場合は、その内容を精査の上、理事会にて報告をするものとする。

2 財団は、本規程により実施した出資、融資又は保証等により還元された元本及び利益等については、定款第4条に定める公益目的事業に使用するものとする。

#### 第8条（細則）

本規程を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

#### 第9条（改廃）

本規程の改廃については、理事会が決定する。

本規程は、2019年10月1日から施行する。